

館山市週休2日制適用工事実施要領

(目的)

第1条 本要領は、建設業における、長時間労働の是正や休日確保に向けた環境整備を進め、将来の担い手の育成や確保を図るための取組みとして、建設現場において週休2日制工事を実施するために必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 用語の定義は次のとおりとする。

(1) 適用工事

現場閉所による週休2日制工事及び週休2日交替制工事の総称をいう。

(2) 現場閉所による週休2日制工事

1) 週休2日制

①月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

②通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

2) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場作業を行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3) 対象期間

現場着手日から現場完成日までの期間をいう。対象期間については、契約後、受発注者で協議して定めることとする。

4) 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等を開始する日をいう。

5) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。

6) 現場閉所率

現場閉所率 = 対象期間内の現場閉所日数 ÷ (対象期間の日数 - 対象期間外の日数)

(3) 週休2日交替制工事

1) 週休2日

①月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

②通期の週休2日とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

2) 休日

対象者が当該工事の現場作業を24時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、

降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

3) 対象者

当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）すべての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が1週間未満の場合は除く。

4) 対象期間

元請業者対象者が当該工事に従事した期間※をいう。

※従事期間：元請業者は現場着手日から現場完成日までの期間、下請業者は施工体制台帳上の工期日数を基本とする。

5) 休日率

休日率 = 対象期間内の休日日数 ÷ (対象期間の日数 - 対象期間外の日数)

6) 平均休日率

平均休日率 = 対象者の休日率の合計 ÷ 対象者数

(4) 共通

1) 対象期間外

- ①年末年始6日間、夏季休暇3日間
- ②工場製作のみを実施している期間
- ③工事全体を一時中止している期間
- ④発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間
例) ・工事の一部に、作業の性質上、現場作業を余儀なくされる工種を含む場合。
・催事、地元対応などにより、やむを得ず現場作業を余儀なくされる場合。
- ⑤受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間

2) 4週8休

①月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月で現場閉所率又は平均休日率が28.5% (8日 / 28日) 以上のことを行う。ただし、現場閉所による週休2日工事において、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休 (28.5%) 以上を達成しているものとみなす。

②通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率又は平均休日率が28.5% (8日 / 28日) 以上のことを行う。

(対象工事)

第3条 適用工事は、館山市が発注する工事（営繕関係工事は除く）を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

(1) 現場施工が1週間未満の工事

(2) 通年維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事

(3) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

例：災害復旧工事、供用期間が公表され施工条件の制約が厳しい工事

(4) 前各号に掲げるもののほか適切でないと認められる工事

(発注方式)

第4条 現場閉所による週休2日制工事を原則とするが、昼夜間連続作業を行う工事等、現場閉所を行うことが明らかに困難な工事については、週休2日交替制工事とすることができる。なお、いずれの場合においても月単位の週休2日とする。

また、現場閉所による週休2日制工事として発注した場合において、受注者が週休2日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休2日交替制工事に変更することができるものとする。

(工事費の積算)

第5条 工事費の積算方法は、千葉県が定める「週休2日制適用工事実施要領」を準用する。

2 発注時は、月単位の週休2日（4週8休以上）達成を前提とした積算を行い、達成状況を確認後、月単位の週休2日（4週8休以上）に満たない場合は、その達成状況に応じて減額変更する。

(実施方法)

第6条 発注者は、仕様書等に適用工事である旨を記載すること（別記1）。

2 受注者は、工事契約後、受発注者間で関係者協議の有無及び協議完了予定時期、工事工程のクリティカルパス等を共有し、現場着手前に監督職員と週休2日制の取組方式と対象期間について工事打合せ簿により協議すること。

また、対象期間内における現場閉所予定日又は休日予定がわかる工程表等（以下、「工程表等」という。）を監督職員に提出すること。

3 受注者は、対象期間中、週休2日制適用工事を実施している旨を、工事掲示板等公衆が見やすい場所に明示することとする（別記2）。

4 受注者は、毎月の工事履行報告書（別記3）と併せて、現場閉所チェックリスト（別記第1号様式）又は、休日確保状況チェックリスト（別記第2号様式）を監督職員に提出すること。

また、チェックリストの確認用に、現場閉所日や休日を確認できる書類（作業日報等）を監督職員に提示すること。

なお、現場完成日が工期期限に近く、設計変更等の手続き期間を取れない恐れがある場合には、受発注者協議により取り組みの実績を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所日又は休日を協議により決定し、これに基づき設計変更を行うものとする。

5 工程に変更が生じた場合は、その要因と変更後の工事工程について、受発注者間で協議すること。なお、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うこと。

- ①工事工程の条件に変更が生じた場合
- ②著しい悪天候により不稼働日が想定より多く発生した場合
- ③工事一時中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合
- ⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

工期の変更を行った場合、受注者は、対象期間について打合せ簿で再度対象期間について監督職員に協議する。

6 受注者は、現場閉所予定日に作業を行う場合は、監督職員に事前に連絡すること。

(工事成績)

第7条 週休2日制を実施できなかつたことによる工事成績評定点の減点はない。

(その他)

第8条 受注者は、この要領に定めのない事項又はこの要領に疑義を生じた事項については、監督職員と協議すること。

附 則

この要領は、令和6年1月1日から施行する。

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

別記 1

○仕様書記載例

(週休 2 日制適用工事【現場閉所による週休 2 日制工事】)

第〇条 本工事は、週休 2 日制適用工事である。

- 2 受注者は、現場閉所による週休 2 日制工事として取り組むこと。なお、予定価格には月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）達成相当の経費を補正している。
- 3 受注者が週休 2 日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休 2 日交替制工事に変更することができる。
- 4 週休 2 日制の実施に当たっては、「館山市週休 2 日制適用工事実施要領」に基づき行うこと。

(週休 2 日制適用工事【週休 2 日交替制工事】)

第〇条 本工事は、週休 2 日制適用工事である。

- 2 受注者は、週休 2 日交替制工事として取り組むこと。なお、予定価格には月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）達成相当の経費を補正している。
- 3 週休 2 日制の実施に当たっては、「館山市週休 2 日制適用工事実施要領」に基づき行うこと。

別記 2

○公衆が見やすい場所への明示例

1 現場閉所による週休 2 日制工事

【工事掲示板】

現場閉所による週休 2 日制工事

この工事は、建設現場の働き方改革を推進するため、計画的に現場閉所を行うことで週休 2 日相当の確保に取り組んでいます。

工事関係者や公衆が見てわかりやすい
週休 2 日の計画表などを貼り付け
(A3 サイズ相当)

施工体系図

施工体制台帳

建設業許可票

建退協加入標識

2 週休 2 日交替制工事

【工事掲示板】

週休 2 日交替制工事

この工事は、建設現場の働き方改革を推進するため、技術者及び技能労働者が交替しながら週休 2 日相当の休日確保に取り組んでいます。

工事関係者や公衆が見てわかりやすい
週休 2 日の計画表などを貼り付け
(A3 サイズ相当)

施工体系図

施工体制台帳

建設業許可票

建退協加入標識

別記 3

樣式 - 1 4

工事履行報告書

(記事欄)

【現場閉所による週休 2 日制工事】

今月 現場閉所日 ○日／対象期間 ○日

記載例（現場閉所）

累計 現場閉所日 ○○日／対象期間 ○○日 (○○%)

【週休2日交替制工事】

平均休日率 ○○%

記載例（交替制）

	總括監督員	主任監督員	監督員		現場代理人	主任(監理)技術者

別記第1号様式

週休2日制適用工事 現場閉所チェックリスト

工事名

受注者名

別記第2号様式 過休2日制適用工事 休日確保状況チェックリスト

工事名 受注者名

※「会社名」、「氏名」、「休日確保状況」欄に記入する。（“休”：休日、“-”：対象期間外、空欄：対象期間）
※対象期間日数について、元請会社は技術者及び技能労働者の従事期間の日数、下請会社は施工体制台帳上の工期日数を基本とする。

- ※技術者及び技能労働者の休日が証明できる書類を提示すること。
- ※対象者数に応じて、行の追加削除を行ふ。